

## 「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」(案)に対する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方	修正の有無
意見1 裁定方針案に賛同。NGNの県間通信用設備は本裁定方針の対象であると認識。	考え方1	
<p>○ 裁定方針案の各条項に賛同します。</p> <p>なお、接続料の算定に関する研究会では当協会から県間通信用設備のコストの透明性確保について提起させていただいたものの、第一次報告書(平成29年9月)では、NGN県間通信用設備等について「POIが限定されていることもあり、地域のNGNとの接続において不可避免的に経由せざるを得ないNGNの県間中継ルータ及び県間伝送路設備との接続条件については、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要である」とされつつも、「NTT東西殿の自主的な取り組みをまずは注視し、当面は県間通信用設備を第一種指定設備とはしない」と取りまとめられたことから、NGNの県間通信用設備は本裁定方針の対象であると認識しております。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p> <p>○ 電気通信事業者の電気通信設備の中には、相互接続が行われることが他の電気通信事業者のサービス展開、ひいては国民生活や経済活動のために非常に重要であるにもかかわらず、第一種指定電気通信設備の要件を満たさないものが多数あります。NTT東西のNGNのIPoE接続では、NGN自体は一種指定でありながら、非指定の県間通信路を必ず使うこととなりますが、このように実質的に一種指定の一部を構成する設備まであります。</p>	<p>○ NGNの県間通信用設備との接続に関し取得・負担すべき金額は、本方針の適用対象である。</p>	無

<p>第一種指定電気通信設備以外との接続を要望した場合、費用面で折り合わないことがあっても納得のいく解決の指針がなかった現状がありました。今般、裁定の方針として、その水準が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」と明確にされたことは、接続料の低廉化につながるだけでなく、裁定に持ち込まれた場合の考え方が示されることで、円滑な接続交渉が進むことが期待されます。</p> <p>また、当事者に算定根拠のデータ提供を求めること、当事者がデータを提供しない場合の効果についても定められることで、裁定制度の実効性が担保され、より円滑な接続交渉が進むことも期待されます。</p> <p>よって裁定方針案に賛成します。</p> <p>(EditNet)</p>		
<p>意見2 「音声固定網に係る接続料」については、認可された接続料と同等の設備での接続となる場合は、当該認可接続料と同額を接続料として設定することを事業者間で採用してきており、今後もその考えを踏襲することについては、今回の裁定方針によって否定されうるものではないと認識。</p>	<p>考え方2</p>	
<p>○ 「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針(案)」(以下「裁定方針」という)における「電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額」に相当する「音声固定網に係る接続料」については、認可された接続料と同等の設備での接続となる場合は、当該認可接続料と同額を接続料として設定することを事業者間で採用してきており、今後もその考えを踏襲することについては、今回の裁定方針によって否定されうるものではないと認識しております。</p> <p>(ソフトバンク)</p>	<p>○ 本方針は、法令に基づくもののほか、接続当事者間の合意により、接続当事者で取得し、又は負担すべき金額を設定することを妨げるものではない。</p>	<p>無</p>
<p>意見3 算出式が認可約款になっている第一種指定電気通信設備の網改造料について、現状でも電気通信事業者は総務大臣に裁定を申請することがで</p>	<p>考え方3</p>	

<p>き、データの提出についても総務省が求めることができるものと理解。</p>		
<p>○ 「認可された接続料等」とは、第一種指定電気通信設備の認可約款に基づく接続料等を示すもので、これが除かれているのは認可の過程で一度行政審査を受けていることに加え、裁定についても既に基準があるためと理解しています。</p> <p>算出式が認可約款になっている第一種指定電気通信設備の網改造料について、算出式に代入する設備の取得費用や保守費用の具体的数値の妥当性について他の電気通信事業者と折り合わない場合、現状でも電気通信事業者は総務大臣に裁定を申請することができ、その場合の基準は裁定方針の策定を待つまでもなく法令（電気通信事業法33条4項2号等）により能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額であること、既にデータの提出についても総務省が求めることができるものと理解しています。</p> <p>もし上記の理解と異なり、算出式が認可の内容になっている網改造料の具体的金額が裁定に持ち込まれたとき、今回の裁定方針案のような実効性のある方法が定められていないのであれば、今回の裁定方針において算出式認可の場合の具体的数値も対象に含まれるようにしていただくよう要望します。</p> <p>(EditNet)</p>	<p>○ 認可を受けた網改造料について、本方針は適用されないが、その金額の水準は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものでなければならない。また、その金額について、当事者間の協議を要するもので、その協議が調わないものについて、電気通信事業法第35条の規定に基づき、裁定申請をすることは可能である。</p> <p>○ 上記の申請があった場合には、今般の方針の考え方に準じて裁定を行っていくことになる。</p>	<p>無</p>
<p>意見4 裁定方針(案)の(注)において、「(略)裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。」とあるのは、「(略)裁定の申請があったときは、1. から3. までに準じて対応することとし、その際には、需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境や多数の事業者との間で卸料金が合意されている状況等についても、併せて勘案することとする。」と修正していただきたい。</p>	<p>考え方4</p>	
<p>○ 裁定方針(案)の(注)において、卸電気通信役務の提供に係る金額については、1. から3. までに準じて対応するとされていますが、その金額は、</p>	<p>○ 卸役務の紛争解決制度は、卸役務の利用によりネットワークの円滑な構築を可能とし、もっ</p>	<p>有</p>

需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等、原価以外の様々な要素も勘案して、当社を含めた各事業者において設定している状況にあるものと認識しています。

そのため、卸電気通信役務の提供に係る金額に関する総務大臣裁定にあたっては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とするだけでなく、例えば、需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境や既に多数の事業者との間で卸料金が合意されている状況等も含めて判断される必要があると考えます。

したがって、裁定方針（案）の（注）において、「（略）裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。」とあるのは、「（略）裁定の申請があったときは、1. から3. までに準じて対応することとし、その際には、需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境や多数の事業者との間で卸料金が合意されている状況等についても、併せて勘案することとする。」と修正していただきたいと考えます。

（NTT東日本・西日本）

て高度で多様な電気通信サービスの提供を促進するために設けられている。

- 確かに、裁定に当たり、市場における競争状況等を勘案することは必要であるから、これを裁定方針に明記することとするが、これは、コストベースを基本とする考え方と矛盾するものではない。
- また、他の事業者との間で卸役務の提供料金が合意されていることをもって、その内容で裁定を行うとすることを、ネットワークの円滑な構築を可能とし高度で多様な電気通信サービスの提供を促進するものであるとすることは、困難であると考えられる。